

もくじ

(2~3面) 6月定例会

本会議の質問から
審議の結果(4面) 特定の協業組合に
対する融資問題等
調査特別委員会常任委員会の動き
インフォメーション9月定例会の開催日程(予定)
県議会を傍聴してみませんか
ほか

こうち 県議会 だより

第6号



こうち県議会だよりは、定例会(2月・6月・9月・12月)に合わせて年4回発行します。

●編集・発行
高知県議会

〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9536
FAX 088-872-8411
E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp
<http://www.pref.kochi.jp/~gikai/>



証人尋問を行う「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」(7月19日)

6月定例会トピックス

(会期 6月28日~7月10日[13日間])

●地域改善対策のあり方の見直しを表明
～開会日～

提案説明の冒頭、橋本知事は、県議会が特定の協業組合への融資に関する真相究明を行うために百条委員会を設置したことについて、県政を預かる者として、極めて重大な事態だと受け止めている。とし、県の産業政策融資制度について、調査特別委員会の審議や、県が新たに設置する検討会の提言を踏まえて制度の改善を図っていきたいと述べました。

また、今回の事業が地域改善対策の一環であることを述べて、地域改善対策事業のあり方について、平成十三年度末の特別措置法の期限切れを機会に、これまでの対策全体を振り返りながら見直しを行つていきたいとの考えを表明しました。

続いて、各分野ごとの主要な施策についての方針を述べた後、今定例会に提出した二十二議案について説明しました。知事提案説明の後、議員から「道路特定財源制度の堅持を求める意見書議案」が提出され、全会一致で可決されました。

●介護保険や同和行政などについて論議
～本会議質問～

開議第二日、第三日には本会議質問が行われ、六議員が登壇。四月からスタートした介護保険、同和行政のあり方、中山間地域への直接支払制度などについて論議がなされました。(詳細は一面に)

また、開議第二日には、開会日に提案された「日の丸の撤去を求める動議」に対する議長の議事整理をめぐつて、日本共産党、県民クラブから提出された「元木益樹議長に対する不信任決議案」の採決が行われましたが、決議案は賛成少数により否決されました。

●二十一議案を審査～常任委員会～

二十二議案が所管の常任委員会に付託され、審査の結果、全て原案どおり可決されました。

また、総務委員会では、請願一件を継続審査としました。

(詳細は三面に)

●二十九議案を可決～閉会日～

本会議での採決の結果、知事から追加提出された人事議案一件、議員から提出された意見書議案五件を含む二十九議案が可決されました。

答 知事 県民ニーズに個別に素早く対応するためには、職員が県民の皆様から直接意見や提言を聞く機会をつくることが必要だ。そのための職員の積極的な取り組みを損なわないよう心がけ、職員倫理審査校就学前までの入院医療費を

問 県職員は、国と比べ、住民解する必要性が高い。職員倫理規則も国との焼き直しではないと考へるがどうか。

答 知事 新たに一歳から小学

問 県園芸連、JA、生産者、県農業団体、行政が一体となった取り組みを進めるべきではないか。

答 県園芸連、JA、生産者、県農業団体、行政が一体となって中期的な課題解決のための活性化策を検討する。それにより卷く情勢の変化を踏まえ、県園芸連、JA、生産者、県農業団体、行政が一体となつて取り組みで、園芸農業の中に入つて、その思いを理解する必要性が高い。

乳幼児医療費助成の拡充を求める

問 本県はかつて園芸王国といわれたが、今や、その面影はどうにもない。県が施設園芸の活性化に向けた方策を立てて、生産者、農業団体、行政が一体となつた取り組みを進められるべきではないか。

答 農林水産部長 平成十二年五月末現在で要支援、要介護の認定者は計画よりも少ないと、要介護度別では状態の重い人の割合が計画よりも多く、今後、利用されるサービス量によっては保険給付が事業計画を上回る市町村も想定される。市町村の保険財政の運営状況を注視していきたい。

中山間地域農家への直接支払制度導入に対する県単独福祉医療制度の補助率を維持せよ

問 本県はかつて園芸王国といわれたが、今や、その面影はどうにもない。県が施設園芸の活性化に向けた方策を立てて、生産者、農業団体、行政が一体となつた取り組みを進められるべきではないか。

答 健康福祉部長 平成十二年五月末現在で要支援、要介護の認定者は計画よりも少ないと、要介護度別では状態の重い人の割合が計画よりも多く、今後、利用されるサービス量によっては保険給付が事業計画を上回る市町村も想定される。市町村の保険財政の運営状況を注視していきたい。

今こそ施設園芸の活性化に向けた取り組みを

七月三日

森 雅宣
(自由民主党)

6月定例会 本会議の質問から

(7月3日、4日)



質問者 (質問順)
森 益子 雅宣
佐竹 紀夫
塚地 佐智
西岡寅八郎
森田 武石 利彦
武石 利彦
佐竹 紀夫
塚地 佐智
西岡寅八郎

七月三日
森 益子 雅宣
佐竹 紀夫
塚地 佐智
西岡寅八郎
森田 武石 利彦
武石 利彦
佐竹 紀夫
塚地 佐智
西岡寅八郎

6月定例会 審議の結果

●議 案

6月定例会には31議案が提出され、30議案が可決されました。

可決された議案のうち、知事から提出された議案は24議案、議員から提出された議案は6議案でした。

■可決された主な知事提出議案

●平成12年度高知県一般会計補正予算

県の職員に対する住民訴訟の弁護士報酬の補助に要する経費と、前副知事と前出納長の退職金に要する経費計2,268万円の増額補正を行うものです。

●平成12年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

高知中央工業団地造成事業用地の取得に要する経費など6億5,100万4千円の増額補正を行うものです。

●高知県大規模小売店舗立地審議会条例議案

「大規模小売店舗立地法」の規定による大規模小売店舗の立地に関する重要事項を調査審議させるため、高知県大規模小売店舗立地審議会を設置しようとするものです。

●過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び高知県工場、事業場設置奨励条例の一部を改正する条例議案

「過疎地域自立促進特別措置法」が施行されたこと等を考慮し、過疎地域等

における県税の課税免除の措置及び当該過疎地域等以外の地域における工場等の設置に対する奨励措置の適用要件について必要な改正をしようとするものです。

●高知県清流保全条例の一部を改正する条例議案

平成11年3月に策定した「仁淀川清流保全計画」に基づいて、仁淀川流域の汚濁負荷を将来に向けて削減し、水質の安定を図るために、「水質汚濁防止法」の規定に基づく上乗せ排水基準を、従前より厳しくしようとします。



仁淀川

●県有財産(高知中央工業団地造成事業用地)の取得に関する議案

土佐山田町にある高知中央工業団地造成事業用地を、予定金額566,500,000円で土佐山田町土地開発公社に委託して購入するため、県議会の議決を求めるものです。

■可決された議員提出議案

●介護保険制度に関する意見書議案

本年4月から施行された介護保険制度は、運営に関する具体的な事項の決定のおくれや施行の直前での制度の見直しなど、準備に追われる市町村にとって非常に厳しい状況があったにもかかわらず、関係者の懸命の努力により、一応のスタートをすることができた。

しかしながら、介護保険制度は、高齢者の保険料の徴収が半年間猶予されたことから、本年10月から本格的にスタートするものと考えなければならない。保険者である市町村は、要介護認定や低所得者対策、健全な保険財政の運営など制度の運営におよぶ多くの課題を抱えているのが実情である。

よって、国におかれでは、介護保険制度を真に定着させていくため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 より公平で公正な要介護認定が行われるよう、介護認定関係者等の意見をもとに、必要に応じ要介護認定基準を改正すること。
- 2 保険料の徴収や利用料の負担については、特別対策の実施状況も点検しつつ、低所得者への対策を充実すること。
- 3 市町村介護保険事業計画や県介護保険事業支援計画を達成するために必要な基盤整備のための財源確保に万全を期すること。
- また、介護予防や生活支援など老人保健福祉計画を達成するために必要な事業の財源についても十分に確保すること。
- 4 市町村が安定した介護保険制度の運営を行えるよう、その意向を十分に反映するとともに、財政措置をはじめとする各般の支援策を講じること。

●中山間地域等直接支払制度の改善に関する意見書議案

当県農業は、林野率83.4%の山間地で急傾斜地が多いなどの悪い立地条件の中、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかし近年、当県では社会的地理的悪条件のもとで過疎高齢化が進行し、耕作放棄地の増加など基幹産業である農林業は衰退の一途をたどっている。

この度、耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するという観点から、中山間地域等直接支払制度が実施されることになった。

しかし、実施に当たってコメの生産数量及び作付面積に関するガイドラインとの整合を交付条件としている。これでは飯米農家の多い中山間地域の実情が理解されておらず、直接支払制度本来の使命を果たすことはできない。

よって、国におかれでは、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 集落協定の米の生産目標と生産調整のガイドラインとの整合性については弾力的な運用をすること。
- 2 直接支払い制度は中山間地域の家族農業と生活が成り立つよう改善すること。

●請 願

■受理した請願

件 名	請 願 者	審 査 結 果
・高知県における義務教育・教科書の採択制度運用の是正について	高知市九反田4-10 「新しい歴史教科書をつくる会」高知県支部 代表 川淵 桂	継続審査

* 一口メモ * 意見書とは？

地方議会は、地方自治法の規定によって、当該地方公共団体の公益に関する事件について、議会の意思を意見として関係行政庁及び国会に提出する権限を持っており、意見を提出する際に文書としてまとめたものを意見書と呼んでいます。

意見書の提出を受けた関係行政庁、国会は、受理の義務はありますがあくまで積極的に回答を行うなどの義務はないこととされています。

●陳 情

■受理した陳情

- 佐賀取水堰(家地川ダム)存続を求める要望書
- 安芸市に陸上自衛隊駐屯地を誘致する要望について
- 安芸市に陸上自衛隊駐屯地・演習場を誘致する要望について
- マルナカ一宮店出店に伴う安全対策等について
- 県道勝賀瀬川口思地線の改良整備について
- 家地川ダム(佐賀取水堰)の水利権更新に関する対応について
- 農業農村整備事業の推進について
- 高知県立大橋高等学校の存続について
- 離島振興について
- 新規岩石採取計画の認可について
- 国有林野事業について
- 海砂利採取による漁場等環境影響調査の実施について
- 秦南町の県及び公社所有地使途について
- ジャスコへの土地開発公社遊休地の貸与について
- 「丸山台」の架橋問題について

総務委員会

4月25日～6月21日
各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(13日間)
5月16日
政府要望の要望項目をとりまとめる。
6月9日
政府要望(自治省ほか)
7月5日、7月7日(6月定例会中)
「平成12年度高知県一般会計補正予算」など10件の議案を審査し、全て原案どおり可決。請願1件を審査し、継続審査とする。意見書案2件を審査。執行部から「教職員によるわいせつ行為」など3件についての報告を受ける。
8月23日
出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめる。

文化厚生委員会

4月27日～6月7日
各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(10日間)
5月16日
政府要望の要望項目をとりまとめる。
6月9日
政府要望(厚生省ほか)
7月5日～7月7日(6月定例会中)
「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案」など6件の議案を審査し、全て原案どおり可決。意見書案1件を審査。執行部から「介護保険導入後のサービスの利用状況等」「県立養護老人ホームの民間移管」「平成11年度病院事業会計の決算見込」など5件についての報告を受ける。
8月23日
出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめる。

**常任委員会の動き
(4月～8月)****産業経済委員会**

4月25日～8月9日
各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(11日間)
5月16日
政府要望の要望項目をとりまとめる。
6月6日～6月7日
政府要望(農林水産省ほか)
7月5日～7月7日(6月定例会中)
7件の議案を審査し、全て原案どおり可決。「平成12年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算」に関しては、団地開発計画の見直しが繰り返されていることから、本会議での委員長報告に、開発の工期短縮やコストダウン、企業誘致などについて努力するよう強く要請する旨の付帯意見を盛り込むことを決定。意見書案2件を審査。
8月23日
出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめる。

企画建設委員会

4月27日～7月18日
各出先機関等の業務概要を現地などで聴取(11日間)
5月16日
政府要望の要望項目をとりまとめる。
6月7日
政府要望(建設省ほか)
7月5日、7月7日(6月定例会中)
「平成12年度高知県一般会計補正予算」など3件の議案を審査し、全て原案どおり可決。執行部から「高知2001プランの中間評価」「海砂の県外販売」「高知港長期構想と港湾計画に盛り込むことを予定している主要プロジェクト」など10件についての報告を受ける。
8月23日
出先機関、市町村などから出された要望事項をとりまとめる。

紙面へのご意見をお寄せください

おたより
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
高知県議会事務局政務調査課
FAX 088-872-8411
電子メール
k50101@ken.pref.kochi.jp

よく知っています。この広報紙のカセットテープ版を発行しています。家族やお知り合の方でご希望の方がいらっしゃいましたら、議会事務局政務調査課広報担当(TEL 088-1823-1953)までご連絡ください。

県議会だよりテープ版をご利用ください**特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会**

二月定例会中の三月1～十五日に設置された百条委員会「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」(依光隆夫委員長)は八月末までに十二回の委員会を開催し、真相の究明に向けて調査を続けています。

○第一回(4月6日)
・県と協業組合に対して、決算書などを三件の資料を請求することを決定。

○第二回(4月14日)
・県に請求した十七件の資料のうち、二件が提出されなかつたこと、また、提出された資料も所が黒塗りされていることについて定めた。執行部はモード・アバンセから秘密会を条件に決算書が提出されたが、県はそれを承認のつえで、十二億円の県単融資を行っていたことが判明。



証人尋問のようす(7月19日)

○第三回(4月22日)
・県に資料を請求することを決定。

○第四回(5月1日)
・モード・アバンセが県との約束に反して、協業化に参画した企業の個別債務(約六億五千万円)を協業組合の会計に持ち込んだとして黒塗りを行ったとの見解を示すが、果のモード・アバンセが再度決算書の提出をして地方自治法百条違反を告発を検討。

○第五回(5月15日)
・執行部がモード・アバンセからの申し出を受け、十一億円の返済期限の延期(三ヶ月を五月末に)を認める方向で検討してあります。

○第六回(5月19日)
・県から提出された参画企業の協業化前の決算書から、参画企業が互いに貸付金を融通していった事実が判明したため、県の協業化に対する審査体制を厳しく追及。

○第七回(6月18日)
・次回委員会でモード・アバンセが提出された開発資金の貸付申請書と大きく食い違つてあります。

○第八回(7月19日)
・モード・アバンセ代表理事、元理事(二名の三氏)に対して証人尋問を行つ。

○第九回(7月26日)
・モード・アバンセ代表理事、元理事(二名の三氏)に対して証人尋問を行つ。

○第十回(8月1日)
・前佐賀町長、元不動産業者代表2名(工場用地買い手側、売り手側)、県商品計画課長の五氏に対して証人尋問を行つ。

○第十一回(8月18日)
・元建設マンホールタント会社社長(工場用地の開発許可申請を請負)、モード・アバンセ理事長(現国体局長)、元工業振興課長(現商工労働部長)の三氏に対して証人尋問を行つ。

○第十二回(8月31日)
・本会議、常任委員会、特別委員会、予算委員会は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。開催日程などの詳細は、議会だよりやホームページなどでお知らせしていますが、変更になる場合がありますので、事前に議会事務局(TEL 088-1823-1953)までお問い合わせください。

○第十三回(9月3日)
・本会議は、原則午前十時で、開会予定で受付を行います。定員は百六十三名で、定員を超えると入場できない場合があります。

○第十四回(9月10日)
・開会予定時刻の三十分前から議事堂正面玄関で受付を行います。定員は常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第十五回(9月17日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第十六回(9月24日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第十七回(9月31日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第十八回(10月8日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第十九回(10月15日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十回(10月22日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(10月29日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(11月5日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(11月12日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(11月19日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(11月26日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(12月3日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(12月10日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(12月17日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(12月24日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(12月31日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(1月7日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(1月14日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(1月21日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(1月28日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(2月4日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(2月11日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(2月18日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(2月25日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(3月1日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(3月8日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(3月15日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(3月22日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(3月29日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(4月5日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(4月12日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(4月19日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(4月26日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(5月3日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(5月10日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(5月17日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(5月24日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(5月31日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(6月7日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(6月14日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(6月21日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別な場合を除く)、百条委員会の傍聴定員は二十四名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

○第二十五回(6月28日)
・議員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委